

2025 年 5 月 15 日

各 位

(一社)日本経済団体連合会 常務理事
経団連自然保護協議会 副会長
長谷川 知子

「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」へのご参画のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じあげます。

経団連および経団連自然保護協議会では、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」(G B F)の採択、わが国における新たな生物多様性国家戦略の策定、T N F D提言の公表等、生物多様性をめぐるグローバルな潮流の昨今の変化を踏まえ、2023 年 12 月に「経団連生物多様性宣言・行動指針」【※1】を改定いたしました。

この「経団連生物多様性宣言・行動指針」に賛同する企業・団体で構成する「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」には、2025 年 4 月末時点で計 362 社・団体にご参画いただいているほか、同イニシアチブ参画企業・団体による生物多様性への取り組み・活動としてご登録いただいた事例は、2025 年 4 月末時点で計 198 件に上っています【※2】。

同イニシアチブ参画企業・団体による取り組み方針・活動事例が生物多様性保全活動やネイチャーポジティブ経営の好事例としてより広く認知されるよう、経団連および経団連自然保護協議会では、専用ウェブサイトを通じて、さらには国際会議や国内外の関係機関との様々な交流の機会を捉え、同イニシアチブの発信強化に努めております。

改めまして今般、下記のとおり同イニシアチブへのご参画要領をお送りいたしますので、まだご参画いただいていない企業・団体各位におかれましてはご一読いただき、同イニシアチブへのご参画をご検討いただければ大変幸甚に存じます。何卒よろしくお願い申しあげます。

敬 具

【※1】「経団連生物多様性宣言・行動指針」

https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/082_honbun.html

【※2】「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」

<https://www.keidanren-biodiversity.jp/>

記

1. 「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」参画要領

(1) 参画費用

経団連ないしは経団連自然保護協議会の会員資格の有無を問わず、無料でご参画いただけます。

(2) 参画企業・団体への特典

ご参画企業・団体には、統合報告書やウェブサイト、サステナビリティレポート等にてご活用いただける本イニシアチブのロゴマークを提供しております。



ご参画企業・団体のうち、ロゴマークの利用をご希望の企業・団体は、参画手続き完了後に、経団連自然保護協議会事務局宛てにご連絡いただければと存じます。

なお、ロゴマークのご利用料金は以下のとおりです。

経団連自然保護協議会会員企業：無料

経団連自然保護協議会非会員企業：年度（4月～翌年3月）毎に1万円

(3) 参画申請に必要な書類等

ご参画にあたっては、以下の書類・データ・資料をご提出いただきますようお願いいたします。

① 回答票1

② 貴社・団体名およびロゴマーク

（日英両方、AI形式およびJPEG形式の画像ファイル）

③ 貴社指定の企業・団体名およびロゴマークの使用規

（CIマニュアル、ロゴマークのガイドライン等）

④ 回答票2【提出は任意】

＊「経団連生物多様性宣言・行動指針」等を踏まえ、貴社・貴団体による将来に向けた取組方針等についてご記載ください（日英両方。詳細は別添資料（4）「回答票2に関する記入要領」ご参照）。

(4) 参画申請方法

（1）で挙げた必要書類等一式を経団連自然保護協議会事務局

(kncf@keidanren.or.jp) 宛てにご返送ください。その際、Eメールの件名欄に「経団連生物多様性宣言イニシアチブ参画/●● (貴社・貴団体名)」と明記いただきますようお願いいたします。

(5) 参画申請書類等一式の提出期限

ご提出は随時承っております。但し、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」専用ウェブサイトへの反映(貴社情報の掲載)は、ご提出いただいた時期に応じて異なりますので、予めご了承ください。

2025年度のスケジュールは以下のとおりです(変更となる可能性もございます)。

2025年5月末までのご提出分：2025年6月末のウェブサイト更新に反映予定。
2025年8月末までのご提出分：2025年9月末のウェブサイト更新に反映予定。
2025年11月末までのご提出分：2025年12月末のウェブサイト更新に反映予定。
2026年2月末までのご提出分：2026年3月末のウェブサイト更新に反映予定。

(6) 提出いただいた情報・データの取り扱い

ご提出いただきましたロゴマークデータ、個人情報等の情報は、当会の規程に基づき、厳重に管理いたします。

なお、当該イニシアチブの運營業務の一部を外部委託する場合がございますが、業務委託にあたっては、提供した情報が委託の目的に限り、安全且つ適正な利用が徹底されるよう、委託先に対する適切な管理に努めます。

2. 参画の呼びかけ先

- (1) 経団連全会員企業・団体
- (2) 経団連自然保護協議会会員

3. 別添資料

- (1) 回答票1
- (2) 企業・団体名とロゴマークをご送付いただく際のお願い・注意事項等
- (3) 回答票2
- (4) 回答票2に関する記入要領
- (5) 回答票2記載例

【本件に関するご連絡先】

経団連自然保護協議会事務局 岡林、大熊
〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2
電 話：03-6741-0981 E-mail：kncf@keidanren.or.jp

以 上